

(施策評価表36)

【施策番号Ⅲ-7-①-1】

取組みの方向性	安心を実現する	戦 略	【戦略7】子どもの育ちと若者のチャレンジを応援 ～熊本の未来の元気をつくります～	主な施策	◆子育てを地域でサポート ～地域一体となった子育て支援～
			①子どもの健やかな育ちと子育ての応援		

1 取組内容	2 主な事業	担当課	H25予算(千円) H24決算(千円)	3 平成24年度の主な成果	4 平成25年度の推進方針・推進状況	5 施策を推進する上での課題	6 今後の方向性
<p>・熊本市周辺部の市町村で発生している保育所入所待機児童の解消をめざし、保育所の新設や増改築等による定員増への支援に加え、地域の保育所と連携して、家庭的保育(保育ママ)の充実を支援します。</p>	保育所等緊急整備事業	子ども未来課	2,238,112 1,792,082	<p>・保育所の施設整備(新設、増改築等)や家庭的保育事業の推進などにより、1年間で保育所入所児童数が911人増加した。 (H24.4:48,600人→H25.4:49,511人) 【関係市町村の取組み】 ●施設整備等 645人 合志市:家庭的保育2カ所開始(15人) 認可外活用事業1カ所(30人) 大津町:保育所新設1カ所完了(90人) 家庭的保育2カ所開始(15人) 菊陽町:保育所新設2カ所完了(180人) 西原村:保育所新設1カ所完了(60人) 熊本市:保育所増改築等8カ所完了(240人) 家庭的保育3カ所開始(15人) ●その他定員の弾力化等 266人</p>	<p>・H20年度に造成した「熊本県安心こども基金」を最大限に活用し、引き続き保育所の新設や増改築による施設整備事業(予定:19保育所、定員増640人分)や家庭的保育事業(市町村に対する改修費・賃借料・運営費補助に加え、事業実施に必要な研修を市町村に代わって県が実施する。)等を実施し、保育の実施主体である市町村を支援することで、子どもを安心して育てることができるような体制整備を図る。 ・保育所の入所児童数の増加に対応するため、保育士の人材確保に向けた取組みを進める。 ①保育士資格取得を目指す保育士養成施設の学生に対する修学資金貸付 ②保育士の給与等の処遇改善に取り組む保育所に 対する助成 ③潜在保育士の再就職を支援するための研修会実施、求人・求職のマッチングを行うコーディネーターの配置</p>	<p>・保育所入所待機児童がいる市町村において、施設整備等により定員増を図っているが、入所申込の増がこれを上回る状況である。現在明らかな保育所入所待機児童に加え、施設整備等に伴い顕在化する入所待機児童数の増加も見据えた対応が必要である。 ・入所児童数の増加に対応して保育士の確保を行う必要がある。</p>	<p>・H27年度までに保育所入所待機児童の解消(待機児童数0人)をめざして、市町村における計画的な保育所整備等への支援に取り組む。</p>
	家庭的保育推進事業	子ども未来課	87,303 22,473				
	認可外保育施設活用待機児童解消事業	子ども未来課	11,475 4,056				
<p>・子どもたちが安全安心に毎日過ごすことができるよう、「放課後児童クラブ」の指導員の育成、適正規模での運営など、必要な環境整備を進めるとともに、「放課後子ども教室」と連携し、全市町村の住民がサービスを利用できるような体制づくりをめざします。</p>	児童健全育成事業	子ども未来課	532,780 503,217	<p>・市町村職員対象の放課後児童健全育成事業説明会の開催で、適正な事業運営の理解が進んだ。 ・放課後児童クラブ指導員等の研修会の実施により、指導員の資質の向上につながった。 ・放課後児童クラブ実施数は前年より10カ所増加し、329クラブとなった(熊本市を含む)。また、4町で5カ所の施設整備が進んだ。実施市町村数(熊本市を含む)は40となり、年度目標は達成。 ・放課後児童クラブを実施しない5町村のうち4町村では引き続き「放課後子ども教室」を実施し、1村で児童預かり事業を実施して、放課後児童の居場所づくりにつながった。</p>	<p>・未実施市町村へのヒアリング等により状況を把握し、事業実施を働きかける。 ・放課後児童健全育成事業説明会を開催し、市町村へのガイドラインの説明等により適正な運営の理解を図る。 ・安全管理マニュアルの手引きを作成し、市町村への配付を行い、各クラブの安全管理体制の整備を図る。 ・放課後児童クラブ指導員を対象とした研修会を実施し、資質の向上を図ることにより、安全、安心な放課後児童の居場所づくりに資する。</p>	<p>・放課後児童クラブの運営について、国において統一した基準が定められていないため、県のガイドラインに沿った質の向上と併せて量の充実を図る必要がある。 ・適正な利用料徴収がなされていないクラブは、運営の質や指導員の処遇等にも影響を与えていると考えられるため、利用料の適正化を図っていく必要がある。</p>	<p>・放課後児童クラブ実施市町村数をH27年度までに41市町村以上とする。 ・放課後児童クラブの数の充実とともに質の向上を図り、「放課後子ども教室」とも連携しながら、安全安心な放課後児童の居場所づくりをめざす。</p>
	放課後児童クラブ施設整備事業	子ども未来課	61,080 64,233				
<p>・家庭での養育が困難な子どもたちを社会全体でサポートするため、児童養護施設や里親などによる支援を拡充します。</p>	里親推進事業	子ども家庭福祉課	5,310 4,508	<p>・中央児童相談所に加え、八代児童相談所に里親委託等推進員を配置し、里親の新規開拓の取組みや里親からの相談対応が充実した。 ・児童養護施設等に里親支援専門相談員を順次配置することとし、H24年度は4施設に配置。併せて、県本庁、児童相談所、施設、里親による定例会を発足し、関係機関の連携が強化された。 ・里親の登録が18世帯の増、ファミリーホーム新設1件など、家庭的養護の受け皿を充実させることができた。</p>	<p>・里親の新規開拓の取組みとして、新たに里親希望者等を対象とした里親制度説明会を各地域振興局単位で開催し、里親登録数の増加を図る。 ・児童養護施設への里親支援専門相談員の配置を促進し、地域における里親支援を強化する。 ・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等において「家庭的養護推進計画」の策定を進める。</p>	<p>・里親等への委託率(H24年度末8.6%)は近年上昇傾向にあるものの、全国平均(直近の数値であるH23年度末の13.6%)を下回っているため、里親委託を一層推進する必要がある。 ・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等の計画を踏まえ、H26年度中に、県推進計画を策定する。</p>	<p>・里親登録者数がH26年度末までに68世帯(養育里親52世帯、専門里親16世帯)となるよう取り組んでいく。 ・家庭的養護を推進するため、児童養護施設等の計画を踏まえ、H26年度中に、県推進計画を策定する。</p>
	県措置にかかる措置費の支弁	子ども家庭福祉課	1,801,456 1,766,113				
	《児童福祉施設整備補助》	子ども家庭福祉課	0 15,433				
<p>・県が頻りにセミナーやシンポジウムを行う施設については、子育て世代が安心して参加できるよう、施設の設置者と連携して託児機能の整備を進めます。</p>	公立施設の託児スペース等整備状況調査(仮称)	子ども未来課	- - -	<p>・託児サービス提供に必要な費用を予算措置していない県のイベント所管課に対して費用を提供し、子育て世代が安心してイベントに参加できる環境を整えた。 ・県庁内各部署に対し、イベント開催時の託児サービスの提供を呼びかけたことにより、職員の意識が高まった。</p>	<p>・イベント等を頻りに行う県有施設における託児スペース等の整備の予定や整備状況について把握する。 ・イベント等を頻りに行う市町村有施設の託児スペース等の整備状況を調査し、その情報を提供することにより、市町村での託児サービス提供体制の整備を促す。</p>	<p>・幅広い年代が対象のイベント等では託児サービスが提供されていない場合があるため、様々なイベントが提供の対象になり得るとの意識啓発が必要である。 ・託児専用スペースの整備や和室等の託児実施に適したスペースの確保など、施設整備も進める必要がある。</p>	<p>・県のイベント等に子育て世代が安心して積極的に参加できるよう、ソフト、ハード両面からの託児サービス提供体制の整備をめざす。 ・託児サービス提供の必要性に対する庁内の意識を高め、市町村や民間等にも具体的な取組みを促していく。</p>
	《イベント開催時託児サービス提供推進事業》	子ども未来課	14				
<p>・「熊本県少年保護育成条例」に基づき、フィルタリングの普及促進を図り、子どもたちをインターネット上の有害情報や有害サイトを介した犯罪被害から守る取組みを進めます。また、インターネット利用に係る教育・啓発を推進するとともに、有害環境の浄化を促進します。</p>	少年保護育成条例実施事業	くらしの安全推進課	2,020 944	<p>・育成条例の一部を改正し、携帯電話事業者及び保護者の義務について関連規定を新たに設け、インターネット上の有害情報から少年を保護する環境を整えた(H25年10月1日施行)。</p>	<p>・改正条例が10月から施行されるにあたり、関係団体等と連携しながら、事業者や保護者、少年に対し改正内容の周知徹底を図るとともに、フィルタリング普及を推進する。 ・新たに設立する外部組織となるフィルタリング普及促進会議において、普及対応策を検討し、各委員の所属機関及び団体を通じて啓発を推進する必要がある。</p>	<p>・子どもたちをインターネット上の有害情報や有害サイトを介した犯罪被害から守る。 ・インターネットの危険性やフィルタリング利用の必要性に対する子どもたちの認識を高めるための啓発や教育を進める。</p>	
<p>主な施策のまとめ</p>				<p>●保育所の施設整備や家庭的保育事業の推進で保育所入所児童数が1年で911人増加。 ●放課後児童クラブ実施数は前年より10カ所増の329ヶ所、実施市町村数は1団体増加。 ●県少年保護育成条例の一部を改正し、フィルタリングについての関連規定を新たに設け、インターネット上の有害情報から少年を保護する環境を整備。</p>			
				<p>●H20年度に造成した「熊本県安心こども基金」を活用して、保育所の創設などの施設整備に要する費用の一部を補助したり、家庭的保育事業等の推進により、子どもを安心して育てることができる体制を整備。 ●放課後児童クラブ指導員の研修会を実施するとともに、安全管理マニュアルの手引きを作成して市町村への配付を行い、各クラブの安全管理体制を整備。 ●改正条例が10月から施行されるにあたり、関係団体等と連携しながら事業者や保護者、少年に対し改正内容の周知徹底を図るとともに、フィルタリング普及を推進。 ●現在明らかな保育所入所待機児童に加え、施設整備等に伴い顕在化する入所待機児童数の増加も見据えた対応。 ●放課後児童クラブ運営に係る国の統一基準がないため、県ガイドラインに沿った質の向上と量の充実を促進。 ●新たに設立する外部組織となるフィルタリング普及促進会議における普及対応策の検討、各委員の所属機関及び団体を通じて啓発を推進する必要がある。</p>			